

6 登記事項の変更

登記事項に変更が生じた場合は、主たる事務所を管轄する法務局においては2週間以内に、その他の事務所を管轄する法務局においては3週間以内に、変更の登記をしなければなりません。

ただし、登記事項のうち、「資産の総額の変更登記」については、事業年度終了後3ヶ月以内に変更の登記をすればよいとされています。※

※「資産の総額の変更登記」は、平成30年10月1日以降、不要になる予定（組合等登記令が改正される予定）

<登記事項（組合等登記令）>

登記事項	登記事項の内容
目的及び業務	<ul style="list-style-type: none"> 定款に記載されている、「法人の目的」「活動の種類」「事業」を登記します。
名称	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人の名称を登記します。
事務所の所在場所	<ul style="list-style-type: none"> 定款において、〇〇市までの記載としている場合も、地番まで登記します 従たる事務所がある場合は、従たる事務所の所在場所も登記します
代表権を有する者の氏名、住所及び資格	<ul style="list-style-type: none"> 定款において、代表権を「理事長」（又は「代表理事」等）に制限している場合は、理事長のみを登記します。 理事全員が代表権を有する場合は、理事全員を登記します。 資格は「理事」と登記します。
代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	<ul style="list-style-type: none"> 定款において、代表権を一部制限される理事がいる場合、その内容について登記します。 (例) 従たる事務所の業務についてのみ代表権を有する理事がある場合
資産の総額 ※	<ul style="list-style-type: none"> 財産目録の「正味財産」を登記します。
存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由	<ul style="list-style-type: none"> 定款において、定めがある場合に限り登記します。